

## バルバドスにおける新型コロナウイルス関連情報（9月2日現在）

〈前回掲載内容からの変更点のポイント〉

- ◎9月1日時点のバルバドスにおける新型コロナウイルス累計感染数は5,072名となっています。
- ◎最近の新規感染者の急増を受けて、8月29日から新型コロナウイルス流行防止対策が一部強化されました。（教会サービスの人数制限など。）

〈本文〉

●9月1日時点のバルバドスにおける新型コロナウイルス累計感染数は5,072名、累計死亡者数は51名、累計ワクチン接種数は111,148名（人口の約38.7%）となっています。

●9月2日時点で適用されている流行防止対策概要は次のとおりです。  
（下線部変更点）

- ・毎日午後11時から翌午前5時までの夜間の外出を禁止。
- ・25人を上限に教会サービス（結婚式、葬式含む）の継続可。6フィートの社会的距離を保つことが条件のため、教会の広さによっては、上限人数を減らす必要がある。（これまで100人が上限。）式典の時間は90分までとする。
- ・高齢者介護施設への訪問を禁止。
- ・学位授与式、レセプションの禁止。
- ・バーと酒場は継続して開店可だが、店内でのアルコール飲食は不可。
- ・ハイキングは100人を上限に催行可。
- ・サマーキャンプの開催禁止。
- ・テレワークの奨励。
- ・公共交通機関は75%の乗車率で運行可。
- ・例外を除き、友愛団体、私的又は社会的クラブ、市民団体及び組織、並びに政治団体は、マスクの着用、消毒、及び社会的距離確保の遵守の下、会場の広さに関わらず、上限を25人とし、構成員による会議を再開可。（これまで100人が上限。）
- ・非接触型の屋外スポーツは、20人を上限に継続可。20人以上を必要とするスポーツは、モニタリングユニットから事前に許可を得なければならない。屋内スポーツは禁止。接触型スポーツは練習目的に限り、再開可。クリケットなどのスポーツイベントでの観客導入禁止。スポーツ団体は活動再開前に、モニタリングユニットから事前に許可を得なければいけない。

- ・小型ヨットなどは50%の集客率で操業可。
- ・ドライブインシアター及び映画館は、規則厳守の上、毎日営業可（社会的距離の確保と上限100人を条件とする）。
- ・写真家及び映像作家は毎日営業可。
- ・劇場、ナイトクラブ、ディスコは引き続き閉鎖。カラオケ、バス旅行、遠足も禁止。
- ・20人を上限に仲間うちの集まりやピクニックの開催可。
- ・医療上の特殊事情がある者を除き、全ての公共の場でのマスク着用を義務付ける。
- ・規則遵守を監督するための監視官を配置する。
- ・ビーチや公園は、午前5時から午後7時まで利用可能。また、一緒に運動するのは同じ世帯のメンバーでない限り、ソーシャルディスタンス（2メートル）を置く必要がある。
- ・違反者には5万バルバドスドル以下の罰金又は1年以下の懲役、もしくはその双方が科せられる。

●5月8日から新型コロナウイルスワクチン接種済みの旅行者へ向けた新たな措置が追加されました。現時点での最新のバルバドスへの入国方法の概要については以下を御確認ください。

( <https://www.visitbarbados.org/covid-19-travel-guidelines-2020#health-protocol> )

## 1 入国時に必要となる基本的な手続き

- (1) 全ての入国者は、バルバドス到着の少なくとも24時間前までにオンラインで入国カードを提出しなければならない( [www.travelform.gov.bb](http://www.travelform.gov.bb) )。
- (2) バルバドス入国前にBIMSafeアプリ( <https://bimsafe.gov.bb/> )をApp storeまたはGoogle Playからダウンロードし、BIMSafeアプリを通して、上記1(1)のオンライン入国カード提出、PCR検査結果提出、及び健康に関する簡単な質問に回答する。また、バルバドス到着後7日間の体温と症状の報告も、BIMSafeアプリを通して行われる。空港で装着するGPSを搭載した防水・耐熱のブレスレットは、BIMSafeアプリと連携し、隔離期間中、隔離場所に留まっているか管理される。
- (3) 全ての入国者に対し、バルバドス到着前3日以内に受検したPCR検査の陰性証明の提示を義務付ける。検査結果はオンライン( [www.travelform.gov.bb](http://www.travelform.gov.bb) )またはBIMSafeアプリを通して提出し、同時に渡航者は検査結果のコピーを持参する。(PCR検査証明書発行日ではなく、検査受検日がバルバドス到着前3日以内であると明記されている必要がある。)到着時にPCR検査の陰性結果を提示できなければ入国を拒否されることがある(may be denied entry to the country)。

また、バルバドス到着時に空港において迅速抗原検査が行われることがある。入国後、政府指定のホテル等宿泊施設（自己負担）において隔離され、バルバドス到着から5日後に、2度目のPCR検査を受け、再度陰性が確認されれば、行動制限が解除される。なお、PCR検査の結果取得に要する時間は、検体が検査場に届いてから48時間程度を要する。（注：実際には、もっと時間を要することが多い。）

（4）全ての旅行者（トランジット含む）は、空港でのマスク着用や入国時の健康チェック（体温測定、衛生担当官からの質問含む）を受けなければならない。

（5）検査結果が陽性の者は隔離（isolation）施設に移送され、2回連続で陰性の結果が出るまで隔離される。陽性者と密接な接近があった者も指定施設での検疫対象となる。

（6）バルバドス到着後の検査結果が陽性であっても、無症状や安定した状態にあると保健・健康省が判断した場合には、以下の条件の下、自己負担で政府承認のホテル等施設での自己隔離を選択することができる。

ア 政府承認の警備会社と保健・健康省の情報共有のため、自己隔離中の移動に関する情報開示を明記した同意書に署名することが必要。

イ 隔離場所は、政府承認の警備会社と契約する必要がある、右に伴う費用は自己負担となる。

ウ 臨床プロトコルに基づいて患者の体調をモニタリングするため、保健・健康省承認の医療サービスを患者負担で契約することが必要。

エ 政府承認の隔離施設での自己隔離の管理は、BIMSAFE アプリと追跡ブレスレットが連携して機能する。

（7）バルバドスでの滞在中、社会距離の確保、衛生管理、マスク着用等を含むバルバドス政府による新型コロナウイルス感染症対策を遵守する。いかなる症状であっても症状が出た場合は衛生担当官又は宿泊施設の関係者に報告をする。

（8）諸用語の定義は次のとおり。

ア 隔離（Quarantine）

入国者は2度目のPCR検査結果が出るまで、政府承認の宿泊施設等の部屋を離れることを禁ずる。

イ モニタリング（Monitoring）

モニタリングは、毎日の体温計測結果を電話、メッセージ、又はBIMSafeアプリで公衆衛生チームに共有することを含む。入国時には体温計を持参する必要がある。モニタリングは一

一般的に到着後 7 日間行われる。

#### ウ PCR 検査の方式

PCR 検査が有効であると見なされるのは、鼻咽頭または口咽頭が検体のものである。唾液や鼻腔を検体としたものは有効な PCR 検査結果とは認められない。また短時間で結果が分かる検査や自宅での検査、受検者本人が自分自身で採取した検体による検査 (Self-samples) も、有効な PCR 検査結果とは認められない。

## 2 バルバドスにおける PCR 検査方法

(1) バルバドスでの PCR 検査方法は、以下から選択することができる。

ア 政府指定の施設で検査する。(検査費無料)

電話番号：1-246-536-4500

イ 個別に政府指定の医療機関へ問い合わせる。(検査費自己負担)

Blu Isles: 1-246-622-1299

又は [info@bluisles.com](mailto:info@bluisles.com)

Urgent Care Mobile: 1-246-538-3838

又は [covidunit@urgentcarebarbados.com](mailto:covidunit@urgentcarebarbados.com)

Sandy Crest Medical Centre: 1-246-419-4911

又は [bcharles@sandycrest.net](mailto:bcharles@sandycrest.net)

AOH Health Service: 1-246-264-6481

又は [aohhealthservices@gmail.com](mailto:aohhealthservices@gmail.com)

Platinum Services Ltd: 1-246-537-6638

又は [doctors@platinumservicesbgi.com](mailto:doctors@platinumservicesbgi.com)

Dr. Esther Byer-Suckoo: 1-246-262-4152

又は [doctorestherb@gmail.com](mailto:doctorestherb@gmail.com)

Med Plus Management Services Inc.: 1-246-285-6271

又は [mbellamy3028@gmail.com](mailto:mbellamy3028@gmail.com)

Nurse Rachel Blanchette: 1-246-832-7224

又は [rachie200@yahoo.ca](mailto:rachie200@yahoo.ca)

Dr. Mikaelle Bellamy: 1-246-836-3538

又は 1-246-231-3306、[mbellamy3028@gmail.com](mailto:mbellamy3028@gmail.com)

Coordinated Health Services Inc. Stephanie Bryan:

1-246-823-5321

又は [coordinatedhealthservices@gmail.com](mailto:coordinatedhealthservices@gmail.com)

Barbados COVID Lab: 1-246-416-6499

又は [info@barbadoscovidlab.com](mailto:info@barbadoscovidlab.com)

- ウ 滞在場所での受検を希望する場合は、滞在場所の管理者に連絡し、利用可能なオプションを確認する。(検査費自己負担)
- (2) 全ての入国者に対し、バルバドス到着前3日以内に受検したPCR検査の陰性証明の提示が義務化されているが、何らかの理由(症状がある等)によってバルバドス到着時にPCR検査が行われる場合、下記から選択することができる。
- ア 空港での検査を完了し、検査結果が出るまで空港内又は追加費用のかからない政府指定の施設で待機。(検査費・滞在費無料)
  - イ 空港での検査を完了し、検査結果が出るまで政府指定のホテル等宿泊施設で待機。(検査費無料・滞在費個人負担)
  - ウ 政府指定の検査可能なホテル等宿泊施設で検査を完了し、検査結果が出るまで待機。(検査費150米ドル・滞在費個人負担)

### 3 その他の留意事項

(1) バルバドスでの乗り継ぎをする渡航者は、有効な陰性のPCR検査結果を所持していなければならず、所持していない場合、入国を断られることがある。また、バルバドス到着時に空港において迅速抗原検査が行われることがある。

(2) 未成年の旅行者が単独で入国する場合、陰性を示す有効なPCR検査結果が必要となる。

(3) 5歳未満の旅行者は、感染の症状が見られる場合、又は共に行動する旅行者のいずれかのメンバーから陽性反応が出た場合を除き、PCR検査を受ける必要はない。

(4) 特定旅行者(外交官、障がい者又はその同伴者、特別な配慮を必要とする病状がある者、過去21日間に新型コロナウイルスの特定の変異種の蔓延が懸念されている国に渡航がある者(下記5参照))は、バルバドス到着3日前までに保健・健康省の定めるメールアドレス([covid19hotline@barbados.gov.bb](mailto:covid19hotline@barbados.gov.bb))へ連絡することを勧める。

(5) バルバドスから出国する際、事前にPCR検査を受ける必要がある者は、出国の3日前までに観光省の定めるメールアドレス([traveltest@visitbarbados.org](mailto:traveltest@visitbarbados.org))から検査申し込みを行うか、又は、上記2(1)で明記した医療機関に個別に問い合わせる必要がある。

- (6) バルバドスから出国する際、事前に迅速抗原検査を受ける必要がある者は、午前9時30分から午後4時までに Garfield Sobers Gymnasium を訪れることを勧める。検査を受検してから結果返却まで、最大で2時間を要する。検査費用は1人あたり50米ドル。
- (7) 隔離場所として使用される政府指定のホテル等宿泊施設にはビラ (Villa) も含まれる。隔離を目的として使用するビラは、指定の条件を満たして、ビラ管理会社がバルバドス観光プロダクト公社へ事前に登録したものであることが必要。

4 以下、新型コロナウイルスワクチン接種済みの旅行者へ向けた新たな措置です。規則の概要は次のとおりです。

- (1) 予防接種済みの渡航者とは、バルバドスへの旅行の2週間以上前に、バルバドス保健・健康省が承認したコロナワクチン(注1)の必要接種回数を完了し、有効な証明書を持参した者を指す。

注1：バルバドス保健・健康省が承認したコロナワクチンは、AstraZeneca、Moderna、Pfizer-BioNTech、Johnson & Johnson、Sinopharm、Sinovac 及び Sputnik V (参考：ワクチンの種類はWHOのEmergency listingに基づいてバルバドス政府によって追加される)。

注2：1回目と2回目で異なる種類の新型コロナウイルスワクチンを接種した場合も、予防接種済みの渡航者として受け入れられる。

- (2) 予防接種済みの渡航者は、バルバドス到着前3日以内に受検したPCR検査の陰性検査結果及びコロナワクチン接種証明書(事前提出推奨)をオンライン([www.travelform.gov.bb](http://www.travelform.gov.bb))又はBIMSafeアプリ(<https://bimsafe.gov.bb/>)を通して提出する。入国審査時にPCR検査の陰性証明書及びコロナワクチン接種証明書の持参は必須。コロナワクチン接種証明書が有効と見なされるのは、以下のいずれかであり、持参した証明書が有効と見なされない場合、予防接種未実施者と同様の規則に従わなければならない。

ア 国立衛生行政機関が発行した証明書

イ 医療機関が発行した証明書

ウ IATA Travel Pass 又は The Digital Green Certificate の独立承認システムの使用  
バルバドス入国時に空港又は政府指定のホテル等宿泊施設で、PCR検査又は迅速検査受検後、検査結果が出るまで政府指定のホテル等宿泊施設で待機しなければならない。予防接種済みの渡航者は、少なくとも2泊の予約を推奨する。また、空港から政府指定のホテル等宿泊施設までの移動は、予防接種未実施者と同様に政府承認のタ

クシー等を手配する必要がある。バルバドス入国時に受検した検査結果が陰性であれば、隔離が解除される。

(3) その他の留意事項

- ア 予防接種済みの保護者が予防接種未実施の18歳未満の子と共にバルバドスに入国した場合、子と共に予防接種済みの渡航者用のプロトコルが適用される。
- イ 予防接種済みの18歳以上の渡航者が、予防接種未実施の18歳以上の渡航者と共にバルバドスに入国し、同一行動を選択した場合、予防接種済みの渡航者も予防接種未実施者用のプロトコルに従わなければならない。
- ウ 予防接種済みの18歳未満の渡航者が単独で入国する場合、予防接種済みの渡航者用のプロトコルが適用される。保護者が18歳未満の子の単独の渡航を考えている場合、[covid19hotline@barbados.gov.bb](mailto:covid19hotline@barbados.gov.bb) を通してチーフメディカルオフィサーに通知する必要がある。
- エ バルバドスで陽性であることが確認された場合、最短で24時間以内に政府施設で医師の診察を受ける。
- オ コロナウイルスの特定の変異種の蔓延が、バルバドスの公衆衛生当局に特に懸念されていると見なされている国からの渡航者は、バルバドス到着3日前までに保健・健康省が定めるメールアドレス ([covid19hotline@barbados.gov.bb](mailto:covid19hotline@barbados.gov.bb)) へ連絡することを勧める。
- カ 空港において迅速抗原検査の受検を求められた場合、無料で行われ空港を離れる前に結果を通知される。
- キ バルバドス入国時に同伴する子が陽性であることが確認された場合、その家族も隔離の対象になる。

5 以下、新型コロナウイルスの特定の変異種の蔓延が懸念されている国からの渡航者に向けた新たな措置です。規則の概要は次のとおりです。

- (1) 新型コロナウイルスの特定の変異種の蔓延が懸念されている国からの渡航者とは、ワクチン接種完了しているか否かに関わらず、21日以内に以下の国への渡航歴（経由も含む）がある者を指す。（ブラジル、インド、南アフリカ、アルゼンチン、アンゴラ、バングラデシュ、ボリビア、ボツワナ、チリ、ジブチ、赤道ギニア、ジョージア、エスワティニ、ハイチ、香港、イラン、ケニア、レソト、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モザンビーク、ネパール、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、カタール、レユニオン、コンゴ共和国、シンガポール、スリナム、チュニジア、ウガンダ、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア、ジンバブエ）

(2) 上記(1)に該当する者は、バルバドス到着前3日以内に受検したPCR検査の陰性検査結果をオンライン( [www.travelform.gov.bb](http://www.travelform.gov.bb) )又はBIMSafeアプリ( <https://bimsafe.gov.bb/> )を通して提出する。バルバドス到着時に空港でPCR検査を受検し、政府承認ホテル等宿泊施設で7日間の隔離を行う。その後、再びPCR検査を受検し、その結果が陰性であれば隔離解除となる。

(3) ブラジル、インド、又は南アフリカの旅券所持者で、バルバドスへの渡航を予定している場合は、事前に入国査証(一次査証又は数次査証)を申請する必要がある。

(4) 上記(3)に該当する者は、以下の政府承認の宿泊施設(費用自己負担)で7日間の隔離を行わなければならない。

ア Sugar Cane Culb

イ The Sands

●皆様におかれましては、引き続き最新の関連情報を収集し、感染予防に努めてください。なお、万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は大使館まで御連絡ください。

バルバドス政府情報サービス機構 (GIS)

<https://gisbarbados.gov.bb/>